

令和8年3月26日

令和8年

第5回米子市教育委員会定例会議案
【議案第22号から議案第26号まで
並びに議案第28号及び議案第29号】

米子市教育委員会

令和 8 年第 5 回米子市教育委員会定例会議案

目 次

- 議案第 2 2 号 米子市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 2 3 号 米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 2 4 号 米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について
- 議案第 2 5 号 米子市立学校事務専決及び代決規程の制定について
- 議案第 2 6 号 米子市立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第 2 8 号 米子市社会教育委員の委嘱について
- 議案第 2 9 号 米子市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第 22 号

米子市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、米子市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 26 日

米子市教育委員会

米子市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

米子市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成17年米子市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(補助執行) 第3条 委員会は、次の表の左欄に掲げる事務を、同表の右欄に掲げる市長の補助機関である職員をして補助執行させる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">1～4 [省略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">5 4の項に掲げるもののほか、文化財の保護に関する事務</td> <td style="width: 50%;"><u>淀江支所長及び淀江支所淀江振興課に所属する職員</u> 経済部文化観光局長及び経済部文化観光局文化振興課に所属する職員</td> </tr> <tr> <td colspan="2">6～8 [省略]</td> </tr> </table>	1～4 [省略]		5 4の項に掲げるもののほか、文化財の保護に関する事務	<u>淀江支所長及び淀江支所淀江振興課に所属する職員</u> 経済部文化観光局長及び経済部文化観光局文化振興課に所属する職員	6～8 [省略]		<p>(補助執行) 第3条 委員会は、次の表の左欄に掲げる事務を、同表の右欄に掲げる市長の補助機関である職員をして補助執行させる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">1～4 [省略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">5 4の項及び5の項に掲げるもののほか、文化財の保護に関する事務</td> <td style="width: 50%;">総合政策部淀江振興本部長及び総合政策部淀江振興本部淀江振興課に所属する職員 経済部文化観光局長及び経済部文化観光局文化振興課に所属する職員</td> </tr> <tr> <td colspan="2">6～8 [省略]</td> </tr> </table>	1～4 [省略]		5 4の項及び5の項に掲げるもののほか、文化財の保護に関する事務	総合政策部淀江振興本部長及び総合政策部淀江振興本部淀江振興課に所属する職員 経済部文化観光局長及び経済部文化観光局文化振興課に所属する職員	6～8 [省略]	
1～4 [省略]													
5 4の項に掲げるもののほか、文化財の保護に関する事務	<u>淀江支所長及び淀江支所淀江振興課に所属する職員</u> 経済部文化観光局長及び経済部文化観光局文化振興課に所属する職員												
6～8 [省略]													
1～4 [省略]													
5 4の項及び5の項に掲げるもののほか、文化財の保護に関する事務	総合政策部淀江振興本部長及び総合政策部淀江振興本部淀江振興課に所属する職員 経済部文化観光局長及び経済部文化観光局文化振興課に所属する職員												
6～8 [省略]													
備考 表中の [] の記載は、注記である。													

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 22 号参考資料

米子市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(改正理由)

令和 8 年 4 月 1 日付け組織機構の改正により、部内局である総合政策部淀江振興本部が廃止され、同局に置かれている淀江振興課が淀江支所に置かれることに伴い、所要の整備を行おうとするものです。

(改正内容)

- 1 教育委員会の権限に属する文化財の保護に関する事務を補助執行させる市長の補助機関である職員のうち、「総合政策部 淀江振興本部長」を「淀江支所長」に、「総合政策部淀江振興本部淀江振興課に所属する職員」を「淀江支所淀江振興課に所属する職員」に改めることとする。(第 3 条の表の 5 の項関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとする。

議案第 23 号

米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 26 日

米子市教育委員会

米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

米子市立学校の管理運営に関する規則（平成17年米子市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員組織)</p> <p>第22条 [省略]</p> <p><u>2 前項に掲げる職員のほか、中学校に、部活動指導員を置くことができる。</u></p> <p><u>3 前2項に掲げる職員のほか、学校医、学校歯科医、学校薬剤師その他必要な職員を置く。</u></p> <p>4 [省略]</p> <p>(校長以外の職員の職務)</p> <p>第24条 校長以外の職員の職務は、他に定めがあるもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) [省略]</p> <p><u>(11) 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。</u></p> <p>(12)～(14) [省略]</p> <p>(校長の権限に属する事務の専決)</p> <p><u>第26条 校長は、その権限に属する事務の一部の処理を、別に定めるところにより、副校長及び教頭に専決をさせることができる。</u></p> <p>(校長の権限に属する事務の代決)</p> <p>第27条 副校長又は教頭は、校長が出張その他の理由により不在のためその権限に属する事務の決裁をすることができない場合において、その事務が急を要するものであるときは、別に定めるところに</p>	<p>(職員組織)</p> <p>第22条 [省略]</p> <p>[新設]</p> <p>2 前項に掲げる職員のほか、学校医、学校歯科医、学校薬剤師その他必要な職員を置く。</p> <p>3 [省略]</p> <p>(校長以外の職員の職務)</p> <p>第24条 校長以外の職員の職務は、他に定めがあるもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) [省略]</p> <p>[新設]</p> <p>(11)～(13) [省略]</p> <p>[新設]</p> <p>(校長の権限に属する事務の代決)</p> <p>第25条の2 副校長又は教頭は、校長が出張その他の理由により不在のためその権限に属する事務の決裁をすることができない場合において、その事務が急を要するものであるときは、<u>教育委員会が別に</u></p>

より、当該事務の代決を行うことができる。

(校舎主任)

第28条 [省略]

[削除]

(教務主任等)

第29条 学校に、教務主任、学年主任、生徒指導主事、研修主事、司書教諭、保健体育主事、人権教育主任及び特別支援教育主任（以下「教務主任等」という。）を置く。ただし、次項から第9項までに規定する教務主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらを置かないことができる。

2・3 [省略]

4 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項についての連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

5 研修主事は、校長の監督を受け、研修計画の立案その他の研修に関する事項についての連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

6～10 [省略]

[削除]

(任期)

定めるところにより、当該事務の代決を行うことができる。

(校舎主任)

第26条 [省略]

第27条 削除

(教務主任等)

第28条 学校に、教務主任、学年主任、司書教諭、保健体育主事、人権教育主任及び特別支援教育主任（以下「教務主任等」という。）を置く。ただし、次項から第7項までに規定する教務主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらを置かないことができる。

2・3 [省略]

[新設]

[新設]

4～8 [省略]

(生徒指導主事)

第29条 中学校に、生徒指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項についての連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

3 生徒指導主事は、当該学校の教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

(任期)

第32条 校舎主任、教務主任等、進路指導主事及び衛生推進者（以下この条において「校舎主任等」という。）の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、この期間の途中で命ぜられた校舎主任等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 [省略]

様式第16号（第42条関係）

米子市教育委員会 様 学校名 校長名 (公印省略) 勤務時間の割振り等報告書 下記のとおり勤務時間の割振り等を定めましたので、報告します。 記 学校の職員の勤務時間表（ 年 月 日決定） 1 期 間 年 月 日から 年 月 日まで 2 割振り表	発 号 年 月 日
--	--------------

曜日	職・氏名	勤務時間の割振り	休憩時間
1 週間の勤務時間の計			時間 分

第32条 校舎主任、教務主任等、生徒指導主事、進路指導主事及び衛生推進者（以下この条において「校舎主任等」という。）の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、この期間の途中で命ぜられた校舎主任等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 [省略]

様式第16号（第42条関係）

米子市教育委員会 様 学校名 校長名 (公印省略) 勤務時間の割振り等報告書 下記のとおり勤務時間の割振り等を定めたので、報告します。 記 学校の職員の勤務時間表（ 年 月 日決定） 1 期 間 年 月 日から 年 月 日まで 2 割振り表	発 号 年 月 日
--	--------------

	一斉休憩除外申請承認	有・無
--	------------	-----

職・氏名	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
月											
火											
水											
木											
金											
1 週間の勤務時間の計										時間	

備考 表中の [] の記載は、注記である。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第23号参考資料

米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(改正理由)

小学校に生徒指導主事を、小学校及び中学校に研修主事を置くこととするとともに、校長の権限に属する事務の一部の処理を副校長及び教頭に専決をさせることができることとするほか、所要の整備を行うため、改正しようとするものです。

(改正内容)

- 1 職員の組織及び職務に関する規定において、中学校における部活動指導員の設置及びその職務を明示することとする。
(第22条及び第24条関係)
- 2 校長は、その権限に属する事務の一部の処理を、別に定めるところにより、副校長及び教頭に専決をさせることができることとする。(改正後第26条関係)
- 3 小学校に、生徒指導主事を置くとともに、その職務を定めることとする。(改正後第29条第1項及び第4項関係)
- 4 小学校及び中学校に、研修主事を置くとともに、その職務を定めることとする。(改正後第29条第1項及び第5項関係)
- 5 勤務時間の割振り等報告書の様式を改めることとする。(別記様式第16号関係)
- 6 この規則は、令和8年4月1日から施行することとする。

議案第 24 号

米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 26 日

米子市教育委員会

米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(米子市公職選挙法による個人演説会等の開催のための施設に関する規則の一部改正)

第1条 米子市公職選挙法による個人演説会等の開催のための施設に関する規則(平成17年米子市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後										改 正 前									
別表(第2条関係)										別表(第2条関係)									
施設名	演説会場	演壇	演説用テーブル(個)	設備	照明		会場面積(平方メートル)	収容人(人)	候補者等が き納付すべき 費用の額	施設名	演説会場	演壇	演説用テーブル(個)	設備	照明		会場面積(平方メートル)	収容人(人)	候補者等が き納付すべき 費用の額
					種類	形態									種類	形態			
啓成小学校	屋内運動場	1	1	椅子・ <u>ござ</u>	水銀灯・ <u>蛍光灯</u>	常設	834	700	米子市学校施設の使用に関する条例(平成17年米子市条例第67号)別表に定めるところによる使用料の額に相当する額	啓成小学校	屋内運動場	1	1	<u>いす</u> ・ <u>ござ</u>	水銀灯・ <u>蛍光灯</u>	常設	834	700	米子市学校施設の使用に関する条例(平成17年米子市条例第67号)別表に定めるところによる使用料の額に相当する額
明道小学校	屋内運動場	1	1	椅子・ <u>ござ</u>	<u>発光ダイオード</u>	常設	880	800		明道小学校	屋内運動場	1	1	<u>いす</u> ・ <u>ござ</u>	<u>水銀灯</u>	常設	880	800	
就将小学校	屋内運動場	1	1	椅子・ <u>ござ</u>	<u>発光ダイオード</u>	常設	720	700		就将小学校	屋内運動場	1	1	<u>いす</u> ・ <u>ござ</u>	<u>水銀灯</u> ・ <u>蛍光灯</u>	常設	720	700	
義方小学校	屋内運動場	1	1	椅子・ <u>ござ</u>	水銀灯・ <u>蛍光灯</u>	常設	1,072	850		義方小学校	屋内運動場	1	1	<u>いす</u> ・ <u>ござ</u>	水銀灯・ <u>蛍光灯</u>	常設	1,072	850	
住吉小学校	屋内運動場	1	1	椅子・ <u>ござ</u>	水銀灯・ <u>蛍光灯</u>	常設	886	700		住吉小学校	屋内運動場	1	1	<u>いす</u> ・ <u>ござ</u>	水銀灯・ <u>蛍光灯</u>	常設	886	700	
車尾小学校	屋内運動場	1	1	椅子・ <u>ござ</u>	<u>発光ダイオード</u>	常設	567	500		車尾小学校	屋内運動場	1	1	<u>いす</u> ・ <u>ござ</u>	<u>水銀灯</u> ・ <u>蛍光灯</u>	常設	567	500	
加茂小学校	屋内運動場	1	1	椅子・ <u>ござ</u>	<u>発光ダイオード</u>	常設	735	680		加茂小学校	屋内運動場	1	1	<u>いす</u> ・ <u>ござ</u>	<u>水銀灯</u> ・ <u>蛍光灯</u>	常設	735	680	
河崎小学校	屋内運動場	1	1	椅子・ <u>ござ</u>	水銀灯	常設	654	600		河崎小学校	屋内運動場	1	1	<u>いす</u> ・ <u>ござ</u>	水銀灯	常設	654	600	
福生東小学校	屋内運動場	1	1	椅子・ <u>ござ</u>	水銀灯・ <u>蛍光灯</u>	常設	599	550		福生東小学校	屋内運動場	1	1	<u>いす</u> ・ <u>ござ</u>	水銀灯・ <u>蛍光灯</u>	常設	599	550	
福生西小学校	屋内運動場	1	1	椅子・ <u>ござ</u>	<u>発光ダイオード</u>	常設	881	830		福生西小学校	屋内運動場	1	1	<u>いす</u> ・ <u>ござ</u>	<u>水銀灯</u> ・ <u>蛍光灯</u>	常設	881	830	

福米東小学校	屋内運動場	1	1	椅子・ ごぎ	発光ダイ オード	常設	602	550
福米西小学校	屋内運動場	1	1	椅子・ ごぎ	発光ダイ オード	常設	934	850
彦名小学校	屋内運動場	1	1	椅子・ ごぎ	水銀灯	常設	491	450
弓ヶ浜小学校	屋内運動場	1	1	椅子・ ごぎ	水銀灯・ 蛍光灯	常設	735	680
崎津小学校	屋内運動場	1	1	椅子・ ごぎ	水銀灯・ 蛍光灯	常設	512	500
大篠津小学校	屋内運動場	1	1	椅子・ ごぎ	水銀灯・ 蛍光灯	常設	512	500
和田小学校	屋内運動場	1	1	椅子・ ごぎ	水銀灯・ 蛍光灯	常設	460	420
五千石小学校	屋内運動場	1	1	椅子・ ごぎ	水銀灯	常設	648	600
尚徳小学校	屋内運動場	1	1	椅子・ ごぎ	発光ダイ オード	常設	650	600
成実小学校	屋内運動場	1	1	椅子・ ごぎ	発光ダイ オード	常設	501	480
箕蚊屋小学校	屋内運動場	1	1	椅子・ ごぎ	水銀灯	常設	463	400
伯仙小学校	屋内運動場	1	1	椅子・ ごぎ	発光ダイ オード	常設	839	700
淀江小学校	屋内運動場	1	1	椅子・ ごぎ	発光ダイ オード	常設	793	720
東山中学校	屋内運動場	1	1	椅子・ ごぎ	水銀灯	常設	930	890
湊山中学校	屋内運動場	1	1	椅子・ ごぎ	水銀灯	常設	661	600
後藤ヶ丘中学校	屋内運動場	1	1	椅子・ ごぎ	発光ダイ オード	常設	930	890
加茂中学校	屋内運動場	1	1	椅子・ ごぎ	発光ダイ オード	常設	832	780

福米東小学校	屋内運動場	1	1	いす・ ごぎ	水銀灯	常設	602	550
福米西小学校	屋内運動場	1	1	いす・ ごぎ	水銀灯	常設	648	600
彦名小学校	屋内運動場	1	1	いす・ ごぎ	水銀灯	常設	491	450
弓ヶ浜小学校	屋内運動場	1	1	いす・ ごぎ	水銀灯・ 蛍光灯	常設	735	680
崎津小学校	屋内運動場	1	1	いす・ ごぎ	水銀灯・ 蛍光灯	常設	512	500
大篠津小学校	屋内運動場	1	1	いす・ ごぎ	水銀灯・ 蛍光灯	常設	512	500
和田小学校	屋内運動場	1	1	いす・ ごぎ	水銀灯・ 蛍光灯	常設	460	420
五千石小学校	屋内運動場	1	1	いす・ ごぎ	水銀灯	常設	648	600
尚徳小学校	屋内運動場	1	1	いす・ ごぎ	水銀灯	常設	650	600
成実小学校	屋内運動場	1	1	いす・ ごぎ	水銀灯	常設	501	480
箕蚊屋小学校	屋内運動場	1	1	いす・ ごぎ	水銀灯	常設	463	400
伯仙小学校	屋内運動場	1	1	いす・ ごぎ	水銀灯・ 蛍光灯	常設	839	700
淀江小学校	屋内運動場	1	1	いす・ ごぎ	水銀灯・ 蛍光灯	常設	793	720
東山中学校	屋内運動場	1	1	いす・ ごぎ	水銀灯	常設	930	890
湊山中学校	屋内運動場	1	1	いす・ ごぎ	水銀灯	常設	661	600
後藤ヶ丘中学校	屋内運動場	1	1	いす・ ごぎ	水銀灯	常設	930	890
加茂中学校	屋内運動場	1	1	いす・ ごぎ	水銀灯	常設	832	780

福生中学校	屋内運動場	1	1	椅子・ <u>ござ</u>	水銀灯	常設	832	780
福米中学校	屋内運動場	1	1	椅子・ <u>ござ</u>	発光ダイオード	常設	832	780
弓ヶ浜中学校	屋内運動場	1	1	椅子・ <u>ござ</u>	水銀灯・ 蛍光灯	常設	946	780
美保中学校	屋内運動場	1	1	椅子・ <u>ござ</u>	水銀灯・ 蛍光灯	常設	936	780
尚徳中学校	屋内運動場	1	1	椅子・ <u>ござ</u>	発光ダイオード	常設	832	780
箕蚊屋中学校	屋内運動場	1	1	椅子・ <u>ござ</u>	発光ダイオード	常設	832	780
淀江中学校	屋内運動場	1	1	椅子・ <u>ござ</u>	水銀灯・ 蛍光灯	常設	1,215	1,100

[削除]

福生中学校	屋内運動場	1	1	<u>いす</u> ・ <u>ござ</u>	水銀灯	常設	832	780
福米中学校	屋内運動場	1	1	<u>いす</u> ・ <u>ござ</u>	水銀灯	常設	832	780
弓ヶ浜中学校	屋内運動場	1	1	<u>いす</u> ・ <u>ござ</u>	水銀灯・ 蛍光灯	常設	946	780
美保中学校	屋内運動場	1	1	<u>いす</u> ・ <u>ござ</u>	水銀灯・ 蛍光灯	常設	936	780
尚徳中学校	屋内運動場	1	1	<u>いす</u> ・ <u>ござ</u>	水銀灯	常設	832	780
淀江中学校	屋内運動場	1	1	<u>いす</u> ・ <u>ござ</u>	水銀灯・ 蛍光灯	常設	1,215	1,100
市民体育館	会議室	なし	1	いす	蛍光灯	常設	76	50
	競技場	1	1	いす	水銀灯	常設	3,506	1,560

米子市体育施設条例（平成17年米子市条例第83号）別表第2に定めるところによる使用料の額に相当する額

備考 表中の [] の記載は、注記である。

（米子市教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第2条 米子市教育委員会事務局組織規則（平成17年米子市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（こども政策課の所掌事務）</p> <p>第3条 こども政策課において所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>（こども政策課の所掌事務）</p> <p>第3条 こども政策課において所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</p>

(1)～(9) [省略] <u>(10) 西伯郡日吉津村からの学齢生徒の教育事務の受託に関するこ と。</u> (11) [省略]	(1)～(9) [省略] <u>(10) 米子市日吉津村中学校組合に関するこ と。</u> (11) [省略]
備考 表中の [] の記載は、注記である。	

(米子市立学校児童生徒の学校指定に関する規則の一部改正)

第3条 米子市立学校児童生徒の学校指定に関する規則（平成17年米子市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
別表（第2条関係） 小学校 [表省略] 中学校	別表（第2条関係） 小学校 [表省略] 中学校																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>校区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[省略]</td> </tr> <tr> <td>米子市立尚徳中学校</td> <td>[省略]</td> </tr> <tr> <td>米子市立箕蚊屋中学校</td> <td>米子市立箕蚊屋小学校区 米子市立伯仙小学校区</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[省略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	校区	[省略]		米子市立尚徳中学校	[省略]	米子市立箕蚊屋中学校	米子市立箕蚊屋小学校区 米子市立伯仙小学校区	[省略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>校区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[省略]</td> </tr> <tr> <td>米子市立尚徳中学校</td> <td>[省略]</td> </tr> <tr> <td>[新設]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[省略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	校区	[省略]		米子市立尚徳中学校	[省略]	[新設]		[省略]	
名称	校区																				
[省略]																					
米子市立尚徳中学校	[省略]																				
米子市立箕蚊屋中学校	米子市立箕蚊屋小学校区 米子市立伯仙小学校区																				
[省略]																					
名称	校区																				
[省略]																					
米子市立尚徳中学校	[省略]																				
[新設]																					
[省略]																					
備考 表中の [] の記載は、注記である。																					

(米子市立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第4条 米子市立学校の管理運営に関する規則（平成17年米子市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 1 [省略]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p>	<p>附 則 1 [省略] <u>(教育課程の編成に関する経過措置)</u></p> <p>2 この規則の施行前に旧米子市立学校管理規則（昭和43年米子市教育委員会規則第7号。以下「旧市規則」という。）第6条第1項の規定により編成し、同条第2項の規定により従前の米子市教育委員会に対して報告がされ、又は旧淀江町立小・中学校管理規則（平成12年淀江町教育委員会規則第1号。以下「旧町規則」という。）第3条第1項の規定により定め、同条第2項の規定により従前の淀江町教育委員会に対して届出がされている平成17年度の教育課程は、それぞれ、第7条第1項の規定に基づき校長が編成し、同条第2項の規定により米子市教育委員会に対して報告がされたものとみなす。</p> <p><u>(児童及び生徒に関する経過措置)</u></p> <p>3 この規則の施行の際現に旧市規則第8条又は旧町規則第14条の規定により原級留置の措置がとられている児童又は生徒については、なお従前の例による。</p> <p>4 この規則の施行の際現に旧市規則第8条の2又は旧町規則第16条の規定により出席停止の措置がとられている児童又は生徒については、なお従前の例による。</p> <p><u>(職員に関する経過措置)</u></p> <p>5 この規則の施行の際現に旧市規則又は旧町規則の規定により置かれている教務主任等、生徒指導主事、進路指導主事若しくは衛生推進者若しくは公務を分担する主任等又は防火管理者は、それぞれ、この規則の相当の規定により置かれている教務主任等、生徒指導主事、進路指導主事若しくは衛生推進者若しくは公務を分担する主任等又は防火管理者とみなす。</p> <p>6 この規則の施行前に旧規則第21条第1項又は旧町規則第44条第1項の規定により定めた職員の勤務時間の割振り等は、第42条第1項</p>

の規定に基づき校長が定めたものとみなし、旧市規則第21条第2項又は旧町規則第44条第2項の規定により従前の米子市教育委員会又は淀江町教育委員会に対して行われている報告は、それぞれ、第42条第2項の規定により米子市教育委員会に対して行われたものとみなす。

[削除]

7 この規則の施行前に旧市規則第21条の2又は旧町規則第46条の規定により指定された職員の休日の代休日（当該代休日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日であるものに限る。）は、それぞれ、第43条の規定に基づき校長が指定したものとみなす。

[削除]

8 この規則の施行の際現に旧市規則第22条又は旧町規則第42条の規定により命ぜられている職員の出張は、それぞれ、第44条の規定に基づき校長が命じたものとみなす。

[削除]

9 この規則の施行の際現に旧市規則第23条又は旧町規則第47条の規定により承認を受けている職員の休暇は、それぞれ、第45条の規定に基づき校長が承認したものとみなす。

[削除]

10 この規則の施行の際現に旧市規則第23条の2又は旧町規則第48条の規定により承認を受けている職員の部分休業は、それぞれ、第46条の規定に基づき校長が承認したものとみなす。

[削除]

11 この規則の施行の際現に旧市規則第33条又は旧町規則第49条の規定により宿直勤務又は日直勤務を命ぜられている職員は、それぞれ、第57条の規定により宿直勤務又は日直勤務を命ぜられたものとみなす。

（諸帳簿及び表簿に関する経過措置）

（諸帳簿及び表簿に関する経過措置）

2 この規則の施行前に作成された旧米子市立学校管理規則（昭和43年米子市教育委員会規則第7号。以下「旧市規則」という。）第27条の諸帳簿は、第51条の規定の適用については、同条の諸帳簿とみなす。

12 この規則の施行前に作成された旧市規則第27条の諸帳簿は、第51条の規定の適用については、同条の諸帳簿とみなす。

3 この規則の施行前に作成された旧市規則第30条第1項各号に掲げる表簿及び旧淀江町立小・中学校管理規則（平成12年淀江町教育委

13 この規則の施行前に作成された旧市規則第30条第1項各号に掲げる表簿及び旧町規則第63条第1項各号に掲げる表簿は、第54条第1

員会規則第1号。以下「旧町規則」という。）第63条第1項各号に掲げる表簿は、第54条第1項の規定の適用については、同項各号に掲げる表簿とみなす。

4～6 [省略]

(提出、届出等に関する経過措置)

7 この規則の施行前に旧市規則又は旧町規則の規定により従前の米子市教育委員会若しくは米子市教育委員会教育長又は淀江町教育委員会に対し提出、届出、報告その他の手続をしなければならない事項で、この規則の施行の日（次項において「施行日」という。）前にその手続がされていないものについては、これを、この規則の相当の規定により米子市教育委員会又は米子市教育委員会教育長に対して提出、届出、報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この規則の規定を適用する。

8 [省略]

(米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う経過措置)

9 米子市日吉津村中学校組合（以下「組合」という。）の解散前に旧米子市日吉津村中学校組合立学校の管理運営に関する規則（平成17年米子市日吉津村中学校組合教育委員会規則第2号。以下「旧組合規則」という。）において準用する第7条第1項の規定に基づき編成し、同条第2項の規定により米子市日吉津村中学校組合教育委員会に対して報告がされている令和8年度の教育課程は、第7条第1項の規定に基づき校長が編成し、同条第2項の規定により米子市教育委員会に対して報告がされたものとみなす。

10 組合の解散の際現に旧組合規則において準用する第11条の規定により原級留置の措置がとられている生徒については、なお従前の例による。

11 組合の解散の際現に旧組合規則において準用する第12条又は第13条の規定により出席停止の措置がとられている生徒については、なお従前の例による。

項の規定の適用については、同項各号に掲げる表簿とみなす。

14～16 [省略]

(提出、届出等に関する経過措置)

17 この規則の施行前に旧市規則又は旧町規則の規定により従前の米子市教育委員会若しくは米子市教育委員会教育長又は淀江町教育委員会に対し提出、届出、報告その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この規則の相当の規定により米子市教育委員会又は米子市教育委員会教育長に対して提出、届出、報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この規則の規定を適用する。

18 [省略]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

- | | |
|--|------|
| <u>12 組合の解散の際現に旧組合規則において準用するこの規則の規定により置かれている校舎主任、教務主任等、生徒指導主事、進路指導主事若しくは衛生推進者若しくは校務を分担する主任等又は防火管理者は、この規則の相当の規定により置かれている校舎主任、教務主任等、生徒指導主事、進路指導主事若しくは衛生推進者若しくは校務を分担する主任等又は防火管理者とみなす。</u> | [新設] |
| <u>13 組合の解散前に旧組合規則において準用する第42条第1項の規定に基づき定めた職員の勤務時間の割振り等は、第42条第1項の規定に基づき校長が定めたものとみなし、旧組合規則において準用する第42条第2項の規定により米子市日吉津村中学校組合教育委員会に対して行われている報告は、第42条第2項の規定により米子市教育委員会に対して行われたものとみなす。</u> | [新設] |
| <u>14 組合の解散前に旧組合規則において準用する第43条の規定に基づき指定された職員の休日の代休日（当該代休日が組合の解散の日以後の日であるものに限る。）は、第43条の規定に基づき校長が指定したものとみなす。</u> | [新設] |
| <u>15 組合の解散の際現に旧組合規則において準用する第44条の規定に基づき命ぜられている職員の出張は、第44条の規定に基づき校長が命じたものとみなす。</u> | [新設] |
| <u>16 組合の解散前に旧組合規則において準用する第44条の2第1項の規定により給食センター所長に対して行われている栄養教諭等に係る勤務時間の割振り等、休日の代休日の指定及び出張の命令の通知は、第44条の2第1項の規定により給食センター所長に対して行われたものとみなす。</u> | [新設] |
| <u>17 組合の解散の際現に旧組合規則において準用する第45条の規定に基づき承認を受けている職員の休暇は、第45条の規定に基づき校長が承認したものとみなす。</u> | [新設] |
| <u>18 組合の解散の際現に旧組合規則において準用する第46条の規定に基づき承認を受けている職員の部分休業は、第46条の規定に基づき校長が承認したものとみなす。</u> | [新設] |

- | | |
|---|------|
| 19 <u>組合の解散の際現に旧組合規則において準用する第57条の規定により命ぜられている宿直勤務又は日直勤務は、第57条の規定により校長が命じたものとみなす。</u> | [新設] |
| 20 <u>組合の解散前に旧組合規則において準用する第51条の規定により調製された諸帳簿は、第51条の規定により調製された諸帳簿とみなす。</u> | [新設] |
| 21 <u>組合の解散の際現に備えられている旧組合規則において準用する第54条第1項各号に掲げる表簿は、第54条第1項各号に掲げる表簿とみなす。</u> | [新設] |
| 22 <u>前項の場合において、当該表簿を保存すべき期間については、なお従前の例による。</u> | [新設] |
| 23 <u>組合の解散の際現に旧組合規則において準用する第55条第1項の規定に基づき作成し、米子市日吉津村中学校組合教育委員会教育長に対して届出がされている学校の防災に関する計画は、第55条第1項の規定に基づき校長が作成し、米子市教育委員会教育長に対して届出がされたものとみなす。</u> | [新設] |
| 24 <u>組合の解散の際現に旧組合規則において準用する第58条第1項の規定に基づき定め、米子市日吉津村中学校組合教育委員会に対して届出がされている学校の施設及び設備の保全等に関する規程は、第58条第1項の規定に基づき校長が定め、米子市教育委員会に対して届出がされたものとみなす。</u> | [新設] |
| 25 <u>組合の解散前に旧組合規則及び旧組合規則において準用するこの規則の規定により米子市日吉津村中学校組合教育委員会又は米子市日吉津村中学校組合教育委員会教育長に対し提出、届出、報告その他の手続をしなければならない事項で、組合の解散の日前にその手続がされていないものについては、これを、この規則の相当の規定により米子市教育委員会又は米子市教育委員会教育長に対して提出、届出、報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この規則の規定を適用する。</u> | [新設] |

<p>26 <u>組合の解散前に旧組合規則及び旧組合規則において準用するこの規則の規定により校長に対し提出、届出、報告その他の手続をしなければならない事項で、組合の解散の日前にその手続がされていないものについては、これを、この規則の相当の規定により校長に対して提出、届出、報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この規則の規定を適用する。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は、注記である。</p>	

(米子市立学校の体育施設の利用に関する規則の一部改正)

第5条 米子市立学校の体育施設の利用に関する規則（平成19年米子市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 [省略] <u>(米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う経過措置)</u></p> <p>2 <u>米子市日吉津村中学校組合（以下「組合」という。）の解散前に旧米子市日吉津村中学校組合立箕蚊屋中学校体育施設の開放に関する規則（平成19年米子市日吉津村中学校組合教育委員会規則第3号。以下「旧組合規則」という。）の規定によりした処分その他の行為又は組合の解散の際現に旧組合規則の規定によりされている申請その他の行為は、この規則の相当の規定によりした処分その他の行為又は申請その他の行為とみなす。</u></p> <p>3 <u>組合の解散の日前にした行為により旧組合規則第2条に規定する体育施設に生じた損害の賠償については、なお従前の例による。</u></p>	<p>附 則 [新設] — [省略] [新設] [新設] [新設]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は、注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 24 号参考資料

米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(制定理由)

令和 7 年度をもって米子市日吉津村中学校組合を解散することにより、同組合が設置する箕蚊屋中学校を廃止し、及び同校を米子市立中学校として設置することに伴い、関係教育委員会規則の整備を行うため、制定しようとするものです。

(制定内容)

- I 米子市公職選挙法による個人演説会等の開催のための施設に関する規則の一部改正（第 1 条）
 - 1 公職の候補者等が個人演説会等を開催するために使用する公営施設として、米子市立箕蚊屋中学校を定めることとする。
（改正後別表箕蚊屋中学校の項関係）
 - 2 公職の候補者等が個人演説会等を開催するために使用する公営施設のうち、米子市民体育館を削除することとする。（別表市民体育館の項関係）
 - 3 その他所要の整備を行うこととする。
- II 米子市教育委員会事務局組織規則の一部改正（第 2 条）
 - 1 こども政策課において所掌する事務のうち、「米子市日吉津村中学校組合に関する事務」を廃止することとする。（第 3 条関係）
 - 2 こども政策課において所掌する事務として、「西伯郡日吉津村からの学齢生徒の教育事務の受託に関する事務」を定めることとする。（第 3 条関係）
- III 米子市立学校児童生徒の学校指定に関する規則の一部改正（第 3 条）

米子市立箕蚊屋中学校に係る校区を定めることとする。（改正後別表の中学校の項の表の米子市立箕蚊屋中学校の項関係）

IV 米子市立学校の管理運営に関する規則の一部改正（第4条）

- 1 米子市日吉津村中学校組合の解散に伴い、教育課程の編成、生徒に対する措置、職員の組織及び管理、諸帳簿及び表簿、施設及び設備の管理並びにその他の手続に関する経過措置を定めることとする。（改正後附則第9項から第26項まで関係）
- 2 従前の米子市及び西伯郡淀江町の合併に伴う経過措置を定める規定のうち、不要な規定を削除することとする。（附則第2項から第11項まで関係）

V 米子市立学校の体育施設の利用に関する規則の一部改正（第5条）

米子市日吉津村中学校組合の解散に伴い、処分、申請その他の行為及び損害賠償に関する経過措置を定めることとする。（改正後附則第2項及び第3項関係）

VI 施行期日

この規則は、令和8年4月1日から施行することとする。

議案第 25 号

米子市立学校事務専決及び代決規程の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、米子市立学校事務専決及び代決規程を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 26 日

米子市教育委員会

米子市立学校事務専決及び代決規程

(趣旨)

第1条 この規程は、米子市立学校の管理運営に関する規則（平成17年米子市教育委員会規則第13号）第26条及び第27条の規定に基づき、米子市立小学校及び米子市立中学校（以下「学校」と総称する。）の校長の権限に属する事務の一部の処理を副校長及び教頭に専決又は代決をさせることについて必要な事項を定めるものとする。

(副校長専決事項)

第2条 副校長が専決をすることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教職員（校長及び副校長を除く。次号及び第3号において同じ。）の出勤及び退勤の記録その他の管理、勤務時間の割振り、週休日の振替並びに代休日の指定に関する事。
- (2) 教職員の休暇、休業等の承認に関する事。
- (3) 教職員の旅行命令及びその復命の受理に関する事。
- (4) 学校栄養職員及び事務職員の時間外勤務及び休日勤務の命令に関する事。
- (5) 児童又は生徒に係る報告に関する事。
- (6) 指導要録の整理に関する事。
- (7) 軽易かつ定例的な通知、照会、回答、報告等の処理に関する事。
- (8) 研修計画及び研修の状況についての米子市教育委員会への報告に関する事。
- (9) 教育活動その他の学校運営の状況についての保護者、地域住民等への積極的な情報提供に関する事。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、校長が指定した軽易な事務に関する事。

(教頭専決事項)

第3条 教頭が専決をすることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童又は生徒の学習指導及び生徒指導に関すること。
- (2) 教育課程の編成に係る資料の収集に関すること。
- (3) 教材、教具等の取扱いに関すること。
- (4) 副校長を置かない学校にあつては、前条第1号から第9号に掲げる事項のうち、校長が指定した事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、校長が指定した軽易な事務に関すること。

(専決の特例)

第4条 前2条に定める事項であっても、次の各号のいずれかに該当する事項については、校長の指揮を受けて専決をしなければならない。

- (1) 重要又は異例と認められる事項
- (2) 疑義があり、又は紛議が生じるおそれがある事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自らの判断のみで専決をすることが適当でないとして認められる事項

(専決の報告)

第5条 副校長及び教頭は、専決をした事務について必要と認めるときは、速やかに、校長に報告しなければならない。

(代決の順序)

第6条 副校長を置く学校における代決は、副校長、教頭の順序により行う。

(代決の報告)

第7条 副校長及び教頭は、事務の代決を行ったときは、速やかに、当該代決を行った事務について校長に報告しなけ

ればならない。ただし、軽易な事務については、この限りでない。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 25 号 参考資料

米子市立学校事務専決及び代決規程

(制定理由)

小学校及び中学校の校長の権限に属する事務の一部の処理を副校長及び教頭に専決又は代決をさせることについて必要な事項を定めるため、制定しようとするものです。

(制定内容)

- 1 副校長及び教頭が専決をすることができる事項を定めることとする。(第2条及び第3条関係)
- 2 副校長及び教頭が専決をすることができる事項であっても、重要又は異例と認められる事項等については、校長の指揮を受けて専決をしなければならないこととする。(第4条関係)
- 3 専決又は代決をした事務についての校長への報告について定めることとする。(第5条及び第7条関係)
- 4 副校長を置く学校における代決の順序を定めることとする。(第6条関係)
- 5 この規程は、令和8年4月1日から施行することとする。

議案第 26 号

米子市立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、米子市立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 26 日

米子市教育委員会

米子市立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

米子市立学校教職員の服務に関する規程（平成17年米子市教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 [省略]</p> <p><u>（米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う経過措置）</u></p> <p>3 <u>米子市日吉津村中学校組合の解散の日前に旧米子市日吉津村中学校組合立学校教職員の服務に関する規程（昭和43年米子市日吉津村中学校組合教育委員会訓令第1号）及び同訓令において準用するこの規程の規定によりした申請、届出、願出その他の行為は、この規程の相当の規定によりした申請、届出、願出その他の行為とみなす。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 [省略]</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は、注記である。</p>	

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

議案第26号参考資料

米子市立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

(改正理由)

令和7年度をもって米子市日吉津村中学校組合を解散することにより、同組合が設置する箕蚊屋中学校を廃止し、及び同校を米子市立中学校として設置することに伴い、同校の教職員の服務に関する手続について所要の経過措置を定めるため、改正しようとするものです。

(改正内容)

- 1 旧米子市日吉津村中学校組合立学校教職員の服務に関する規程及び同訓令において準用する米子市立学校教職員の服務に関する規程の規定によりした申請、届出、願出その他の行為に関する経過措置を定めることとする。(改正後附則第3項関係)
- 2 この規程は、令和8年4月1日から施行することとする。

議案第 28 号

米子市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律 207 号）第 15 条第 2 項の規定により、米子市社会教育委員を次のとおり委嘱する。

令和 8 年 3 月 26 日

米子市教育委員会

1 委員の任期 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名、所属等

区 分	氏 名	所 属 等	備考
学校教育関係者	安部 悟	米子市小学校長会	再任
社会教育関係者	内田 聖	米子市文化協議会	新任
	坪倉 幹人	米子市スポーツ推進委員協議会	新任
	前田 努	米子市小・中 PTA 連合会	新任
	徳永 哲郎	米子市人権・同和教育推進協議会	再任
家庭教育の向上に資する活動を行う者	河津 ルミ子	福米 RCS	新任
学識経験者	大野 公寛	島根大学大学院講師	再任
	洋谷 友子	とっとり SDGs 伝道師	新任
	亀井 智子	元町通り商店街振興組合理事	新任

議案第 29 号

米子市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 32 条第 1 項の規定により、米子市スポーツ推進委員を委嘱する。

令和 8 年 3 月 26 日

米子市教育委員会

- 1 委員の任期 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 2 委員候補者の氏名 岩 田 恵